

令和8年度 佐賀県建設DX加速化事業費補助金(追加募集)

補助事業者

佐賀県内に主たる事業所を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格（建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務）を有する者で、事業場内最低賃金を令和8年4月1日から令和9年1月31日までに5%以上引き上げる者

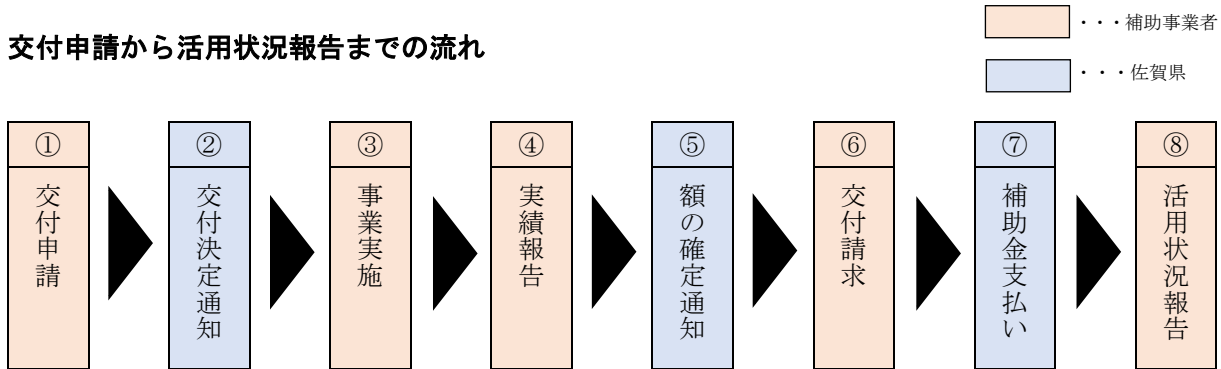
対象事業及び補助率など

ICT建設機械などの購入に要する経費

対象経費	補助率（補助金額）
・ICT建設機械の購入に要する経費	3分の2（600万円）以内
・ICT後付け機器の購入に要する経費	3分の2（300万円）以内
・3次元測量機器の購入に要する経費 ・3次元測量機器搭載用ドローンの購入に要する経費	3分の2（200万円）以内

※令和8年4月1日以降に販売事業者と売買契約を締結し、かつ、令和9年2月28日までに納入される（代金の支払いを含む。）ものに限る。

交付申請から活用状況報告までの流れ



受付期間 **令和8年7月13日（月曜日）～令和8年9月30日（水曜日）**

※なお、予算の上限に達した場合は、その時点で受付終了とする。

選定方法 **先着順**とします

ただし、同一の受付時刻に複数の申請があることにより、交付できる補助金の上限に達した場合は、その者らのうちから抽選で受付順を決定する。

申請方法 電子メール又は持参によること。

事業の詳細については、佐賀県ホームページをご覧ください。

(URL : https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003105679/index.html)

応募書類提出先・問い合わせ先

佐賀県 建設・技術課 建設業担当
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（県庁新館8階）
電話：0952-25-7153
メールアドレス：kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp



本補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し実施します。